

第4回恵那市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月28日(月)午後1時30分
2. 招集場所 恵那市役所西庁舎3階災害対策室
3. 出席委員 (17名)
会 長 9番 林 広和
職務代理者 19番 大島 政幸

委員	1番	小坂 宏正	2番	瀨瀬 美由紀	4番	三宅 一彰
	6番	小林 勝朗	7番	曾我 佳奈子	8番	渡会 邦憲
	9番	林 広和	10番	安江 建樹	11番	瀨瀬 政行
	12番	宮原 博	13番	近藤 明德	14番	梅本 信枝
	15番	梅村 安範	16番	水野 守文	17番	保母 直彦
	18番	仲田 菜那	19番	大島 政幸		

4. 欠席委員 (2名)

	3番	小栗 茂美	5番	土方 明日香		
--	----	-------	----	--------	--	--

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名について
第 2 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
第 3 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第 4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第 5 議案第22号 農用地利用集積等促進計画について
第 6 報告第4号 令和7年度最適化活動の目標設定について
第 7 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 大嶋 英哉
事務局 副局長 三宅 英機
事務局 係長 堀田 稔勝

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局

これから始めさせていただきますが、最初に職務代理者の大島様から開会宣言をお願いいたします。

○職務代理者

皆様、こんにちは。

ただいまの出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。本日、3番の小栗茂美委員、5番の土方明日香委員より欠席の旨、連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより令和7年度第4回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。なお、本日の議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードのほうをよろしく申し上げます。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

2番、瀬瀬美由紀委員の先導によりまして、唱和を行います。瀬瀬委員、よろしく願います。

[農業委員会憲章の唱和]

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、林会長より挨拶並びに議事進行をよろしく願います。

○議長

どうも御苦労さまです。4月15日に県農業会議常設委員会がありまして、その席に県の農政部が来ておりまして、情報提供がありましたので報告をさせていただきます。

国のほうでは、食料・農業・農村基本法が4月11日に閣議決定をされまして、それに基づいて、食料・農業・農村基本計画をどこも策定をしておるわけですけど、県も県の予算と合わせて、基本方針、重点事項を策定して、そのことの話がありました。

食料を中心になつとるわけですけど、強靱であり、かつ食糧供給の基盤等の多面的な機能を発揮できる農村を実現していく方針で4つの基本方針がありまして、農業・農村を支える人材育成、安心で身近な「ぎふの食」づくり、農畜水産物のブランド展開、地域資源を活かした農村づくり、この4つの柱を方針として進めていくということであります。

農政部の組織体制の中で、食肉流通対策室を新設でつくっております。予算ですが、全

体で 122 億 4,100 万の予算で、前年が 132 億 5,200 万で、92%に下がっております。そういう中で、新設で想定外の高温等への対策で 1 億 2,500 万を持っております。前回は高温対策で、水稻については新種を試験的に栽培していくという話をしましたけど、そういったことも含めて、高温に対する技術開発とか生産転換の支援、あるいは必要な設備等への支援で補助事業を中心にこれを持つと思います。生産者組織とか法人、そういったところが申請をすることになると思いますけど、そういったところに 1 億 2,500 万を新設で予算化したということでもあります。

いろいろ内容的にはありますけど、また折を見て情報提供をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、4 回目の総会の審議に入ります。

日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長

異議ございませんので、本日の議事録署名員に、14 番梅本信枝委員及び 16 番水野守文委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局の三宅副局長と堀田係長を指名いたします。

日程第 2 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第 2、議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

事務局の三宅でございます。よろしくお願いたします。

それでは、私からは、議案第 19 号の日程第 2 の農地法第 3 条の規定による許可申請について、順次、説明させていただきます。

総会の資料ですが、既にタブレットでサイドブックに載せさせていただいております。御確認いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

第 19 号農地法第 3 条の許可申請について、2 ページ目を御覧ください。23 番、東野の案件を説明します。3 ページは議案書になっております。今回は 2 筆で、譲渡人の■■■■さ

んから譲受人の■■■さんに譲渡するものになっております。4ページ、場所ですが、県の恵那総合庁舎がございます。そこから東側に入ったところがございます。5ページは拡大図になっております。赤枠で囲ってある箇所が申請地です、全部で2筆になります。水色で囲っている箇所は、今回、譲受人の方が空き家バンクを通してこの家を買って、それに付随する農地2筆を譲り受けたいということがございます。6ページ、現況写真はこのような形になっております。草刈り等の管理はされているということで、現況は田になっております。

先ほども申し上げましたが、申請の理由としては、住宅とともに申請地を譲り受けて維持管理し、営農に励んでいきたいという譲受人さんの御意志により、3条が提出されたものがございます。

7ページの24番、三郷町野井の案件について説明をいたします。8ページ、今回、3筆で、3条の案件が提示されております。譲渡人は■■■さん、譲受人は■■■さんになっております。これについては、この後、御説明させていただきます農地法第5条と関連があるものになります。当該地については、令和7年1月に農振農用地でございましたけど、除外済みになっているということがございます。9ページが位置図になります。こちらについては三郷小学校の北東部、なだらかな丘陵に面した高台になりますが、そちらに位置します。10ページ、拡大図になっております。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、全部で3筆でございます。その左側に緑色の点線になっているものがございますが、ここは残地になります。そして、水色で囲ってある箇所が関連案件で、この後出てきます、5条の申請で出ておる宅地として開発をしたいということになっております。11ページが現況の写真となっております。このように既に樹木が、果樹、栗等が植えられて、そういった状態で畑になっております。12ページ、ネギが植わっております。このような形で、畑として現在は利用されているということがございます。

13ページの25番、武並町竹折の案件について説明をいたします。14ページ、議案書になります。2筆、田んぼで、1万1,000平米でございます。今回は、譲渡人は■■■さん、譲受人は■■■さんで、譲り受けられて農地を利活用していきたいということがございます。15ページ、位置図になります。三郷小学校から北東に位置するところになります。16ページが拡大図になっております。赤枠で囲ってある、既に田んぼとして整備されているところが申請地で、全部で2筆になっております。17ページ、このような形で大きな田になっております。

この申請理由ですが、今申したとおり、申請地を譲り受けて農業経営を拡大して、営農に励んでいきたいという譲り受けさんの御意志でございます。

18 ページ、26 番の岩村町飯羽間の案件です。19 ページ、議案書がついております。田んぼで 172 平米。譲渡人は■■■さん、譲受人は■■■さんで、今回 3 条が提出されております。20 ページが申請地になります。南側に明知鉄道の飯羽間駅がございますが、それを挟んだところのすぐ北西になります。21 ページが拡大図になっております。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、水色の丸で囲ってあるおうちが譲受人さんです。このように隣で一体管理をしていきたいという御意志で今回、3 条が提出されております。

理由に関しては、自宅近くの申請地を譲り受けて維持管理し、営農に励んでいきたいというようなことでございます。

23 ページです、上矢作町になります。24 ページ、■■■■■になりますけど、440 平米の田んぼになります。1 筆。譲渡しは■■■様で、譲受人が■■■様になっております。25 ページ、上矢作小学校から北側に位置するところがございます。26 ページが拡大図になります。今回、譲受人は、これも空き家バンクを通して、そこの北側にある水色の丸になってるおうちを購入されて、それに付随する農地として赤枠で囲ってある申請地を譲り受けて営農をしていきたいというなっております。27 ページ、このような形で畑になっておる状況でございます。

28 ページ、28 番の馬場山田の件です。議案書を見ていただくと、畑で 1 筆、239 平米になっております。こちらについては、相続人がもういないということで、遺言執行者が入って、譲渡しの申請をしているということでございます。受けられる方は■■■さんです。30 ページが位置図になっております。申請地は明知鉄道の山岡駅から北東側に位置しております。31 ページが拡大図になっておりますが、今回、赤枠の申請地に対して右側の譲受人で水色の丸が打ってありますけど、こちらの方が譲り受けて営農をしていきたいということになっております。32 ページ、このような形で現状は平らな休耕地のような形になっております。

33 ページ、29 番、山岡町の馬場山田、同じくということになります。こちらも 1 筆の畑で、53 平米出ております。先ほども申し上げました、譲渡人は遺言執行者である、■■■■■■■さんが出しておるということで、譲受人は反対側にお住まいの■■■さんという別の方になります。35 ページが位置図になります。山岡駅の北東側です。36 ページ、先ほどは右側の方が譲り受けるということでしたが、今度は左側の方がこの赤い枠になっ

ている申請地を譲り受けて営農していきたいということでございます。現在は、37 ページ、このような形でちょっと斜面になっておりますけど、休耕地になっているということでございます。

30 番、山岡町の馬場山田です。38 ページになります。39 ページの議案書です。畑 218 平米になっております。譲渡人は■■■■さんで、譲り受けられる方は■■■■さんという方です。東京都から移り住むと聞いております。40 ページが位置図になっております。明知鉄道の山岡駅から北側に位置するところになります。道路に挟まれたところになります。41 ページ、右下に水色の丸が打っておりますけど、ここを空き家バンクで譲受人さん買われて、付随する農地をもらい受けて野菜等を作っていきたいと聞いております。42 ページが現況の写真になっております。現在は、このような形で草に覆われた休耕地になっております。

議案 31 番、山岡町の上手向になります。43 ページです。44 ページの議案書を見ていただきますと、田で 1,155 平米。譲渡人は■■■■さんで、譲受人が■■■■さんになっております。45 ページが位置図になっております。明知鉄道の山岡駅の北西側に位置しております。46 ページ、赤枠で囲ってある 1 筆が田んぼになります。47 ページ、現況はこのような形です。平らですが、一応、休耕地になっております。

申請理由ですが、以前から管理をしていた申請地を譲り受けて、引き続き維持管理をしながら営農に励んでいきたいということで申請が出されております。

3 条については以上になります。

○議長

ただいま、事務局から農地法第 3 条の許可申請についての 9 案件の説明がありました。

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず 23 番について、第 1 地区、小板宏正委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

4 月 21 日に地区委員会を開催し、農地確認と審議を行いました。

3 条、23 番、3 ページを見てください。申請人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さんです。申請地は、東野の白坂■■■■と■■■■。所有権移転です。申請地の面積は 465 平米あります。2 筆です。登記簿、田、現況、田。もう一つも登記簿、田、現況、

田。大きいほうが 307、小さいほうが 158 平米あります。あと、参考として、空き家バンク、白坂の [REDACTED] の家を購入するということです。譲渡人は、農地維持管理が困難であるため譲渡を希望するということです。転用の購入者の申請人ですけど、住宅を購入し転居することに伴い、申請地を譲り受け、耕作管理をしたいということです。

その他として、草刈り機を所有しておられ、管理機等の購入を考えているということです。農業経験はないということです、季節野菜を栽培したいということです。

農業経験はないですけど、季節野菜の栽培は可能であることから、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長

続きまして、24 番、25 番です。まず 24 番について、第 2 地区渡会邦憲委員長から、25 番については小林副委員長より説明をお願いしたいと思います。

○8 番

21 日に地区委員会開催をいたしました。

三郷町野井の案件でして、譲渡人は [REDACTED] さん、73 歳です。高齢となり、耕作をするのが困難となってきましたので、譲渡人に売却をするということでございます。譲受人は [REDACTED] さん、64 歳。これは、後ほど農地法 5 条と関連案件となりますが、この 5 条の関連案件となります、10 ページを御覧ください。赤枠が 3 条申請地となっております。青枠が 5 条申請地となります。3 条申請地には、ジャガイモ、あるいは家庭菜園として初めて農業をされるということで、管理機と草刈り機を所有されております。初めてでございますが、今度、うちの隣に所有をされますので、日々、管理ができるということで問題はないということで、地区委員会では審議をいたしましたのでよろしくお願いします。

以上です。

○6 番

それでは、25 番の説明をさせていただきます。13 ページ、14 ページを見ていただきますと、第 3 条ですけど、[REDACTED]、2 筆ありまして、8,552 平米と 3,000 平米の 2 筆で、1 万 1,552 平米です。譲渡人は [REDACTED] さん、80 歳、高並町藤に住んでみえまして、福祉施設の役員ですけど、高齢で農地管理が困難なので譲りたい。譲受人は [REDACTED] さん、43 歳、武並町竹折の方で会社員をやってみえますが、農業を主体、農業を結構面積を現在やってみえます。それに申請地を譲り受けて農地の拡大をしたいと、水稻の拡

大で、譲り受けて農業、水稻を作付したいということです。

場所は、16 ページ、2筆です。これ、形が田んぼとしては4つに区別してありますが、開拓地で広大な土地を切っている関係で、形がちょっといびつですが、筆としては2筆、田んぼとしては4つというような形で、もう1枚をめくっていただきますと、非常に平らで水田には適している土地です。

2回も審議しましたが、農業者はかなりの面積をやっていますし、機械もコンバイン、トラクター、田植機等、整備して現在も使っていますので、特に問題ないと審議いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長

続きまして、26番と27番について、第4地区宮原博委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

それでは、26番の案件になります。4月18日に地区委員会で現地調査を行いました。

譲渡人は■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、78歳、譲受人は岩村町飯羽間■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏、62歳です。譲り受け場所は飯羽間字八本木■■■■■■■■■■、172平米あります。登記簿上、田、現況、田でございします。

これまで草刈り等の維持管理をしてきましたが、高齢により維持管理が難しくなったということで、本申請地に隣接する■■■■■■■■■■氏に打診したところ、引受けの承諾をいただいたために申請するという事です。■■■■■■■■■■氏は隣接している自分の畑、■■■■■■■■■■と一体的に管理できるため、申出を受けるものです。なお、■■■■■■■■■■氏は現在、田を4,849平米、畑は988平米の耕作を行っております。農業機械、管理機、トラクター、田植機、軽トラクターを所有しております。

地区委員会で問題ないと判断しましたが、御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、27、4月18日に現地調査を行いました。

譲渡人は恵那市明智町■■■■■■■■■■在住の■■■■■■■■■■氏、70歳、譲受人は名古屋市天白区八事二丁目■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、58歳です。これは空家対策の一環でございします。譲り受け場所は、恵那市上矢作町字紺谷井戸■■■■■■■■■■、440平米、登記簿上、田、現況、畑です。空家対策の一環として移住し、トマトやナス、キュウリ等、自家消費野菜の栽培をしながら、妻53歳とともに管理するという事でございします。耕運機、草刈り機を所有しております。

まして譲受人が実質管理をしております、自宅から約 200 メートル、今回、買い戻して一般野菜を作付する計画でございます。耕運機、草刈り機等は所有しているということでございまして、地区委員会としては、28 番から番号 31 番の案件については、いずれも問題ない案件として判断をいたしましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、第 3 条の申請 9 案件について、地区委員長及び事務局から説明がありました
が、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

職務代理。

○19 番

10 ページ、24 番。分筆される 162.13 平米は、のりとか何かで分かれてる土地ですか。
1 枚の農地を新たに分けられるということですか。どうしてこの 162.13 平米を分筆され
て、取得されるのかという理由か何かあるんですか。

○議長

事務局、いいですか。

○事務局

10 ページの拡大図を見ていただくと分かるかと思えます。

まず、分筆をされる場所、2,580 平米のうちの 162.13 平米、ここはのりかと申し上げ
ますと、ここについては、写真で 12 ページの箇所になります。こちらのところ、のり
も一部あるんですが、ほとんどは現状、畑という状況で分筆をされる場所です。

こちらにつきましては、後でも御説明いたしますけど、5 条で住宅を建てて移住をされ
るところがあって、その中で自宅、今回建てられるおうちの周辺についても、畑として活
用していきたいと上がってまいりましたので、一部ですが、分筆して、こちら農地とし
て取得されるという内容のものでございます。

○議長

ほかはどうでしょうか。近藤委員。

○13 番

25 番です。登記地目が山林になってるんですけど、現況が田ですけど、そこら辺は大
丈夫ですか。

○事務局

御説明いたします。こちらの土地につきましては、登記の全部事項証明の中で経緯が書いてございますので、地目、山林とありますけど、こちらは昭和45年12月7日付で、開拓地ということもあって、農地法による売買の所有権の登記をするため、開拓ということもあって、農地法上は農地ですよという位置づけがしてございますので、登記としては山林ではございませんけど、登記の全部事項の証明の中では農地法に基づく農地ですよという登記がしてありますので、位置づけとしては農地でございますので、よろしく願いいたします。

○議長

近藤委員、いいですか。

○13番

はい。

○議長

ほかはどうでしょうか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第19号、23番から31番の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、議案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第19号は議案のとおり承認されました。

日程第3 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第3、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

引き続きまして、議案第20号、農地法第4条の6番、三郷町佐々良木の案件について説明をいたします。

49ページが議案書になっております。今回、2筆ございまして、全て田で434平米で

す。■■■さんが未登記の建物を整理する形で、今回4条が出されております。50 ページが位置図になります。申請地は三郷小学校のすぐ南西側に位置しておりまして、振興事務所からおおむね 300 メートル以内にある農地のため、第3種の農地になります。51 ページが拡大図になります。赤枠で囲ってある2筆が申請地になります。52 ページ、このような計画になっております。ほぼ宅地と倉庫が建っている形になります。53 ページ、今の現況の写真になっております。このような形で宅地化をされているということです。54 ページも同様に離れ等が建っていることになります。なお、現況が既に宅地であるために、一応、4条については始末書が添付されているということでございます。

申請理由として、未登記の建物を登記するために調べたところ、農地であることが判明したために申請をした。なお、こちらについては、令和6年8月に農振農用地でしたけど、対象から除外をしているということになります。

以上で、第4条の説明を終わります。

○議長

農地法第4条の申請につきましては、この1件であります。

6番について、第2地区、渡会邦憲委員長より、協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

21日に、地区委員会において協議をいたしました。

この案件は、昭和46年頃、農地と知らず住宅及び庭として使用し、現在に至っておりますが、未登記物件を登記しようと調査したところ、農地であることが判明しました。代替えの宅地がないため、引き続き宅地として利用したいので転用したいという案件でございます。隣地への影響はございませんし、隣地の承諾も取っております。雨水は既設水路へ流しておりまして、汚水は合併浄化槽を使用しております。

地区委員会では、やむを得ないという判断をいたしましたので、よろしく審議のほどお願いします。

○議長

農地法第4条の許可申請1件について、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第20号、番号6番の農地法第4条の規定による許可申

請に対する意見については、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 20 号は申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定しました。

日程第 4 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

続きまして、日程第 4、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局

引き続きまして、議案第 21 号、農地法第 5 条について、事務局から説明をさせていただきます。55 ページ、22 番、大井町からになります。

56 ページ、場所は大井町の的ヶ屋敷になります。登記簿上は田になっております。それを今回、進入路と駐車場で、5 条で申請をし直したいということでございます。57 ページが位置図になります。申請地は J R 恵那駅の北西側に位置するところになります。都市計画法の用途地域である第一種住居地域内の用地となるため、第 3 種の農地となっております。58 ページが拡大図になっております。ちょうど左側にすぐ高速道路が建っております。その直下の集合住宅の間になります。59 ページが計画図になっております。このような三角形の赤枠になっております。60 ページが今の現況の写真となっております。既に農地としての体系を保っていないで、アスファルトの進入路の一部となっております。このように既に進入路と駐車場になっているため、この案件についても始末書が添付されております。

理由については、アパートの駐車場と進入路として活用していたんですが、農地であることが判明したために、申請をしたいということでございました。

続きまして、61 ページ、同じく 23 番の大井町になります。62 ページに議案書がついております。大井町太手、269 平米になります。住宅地の一部として活用していて、申請地を譲り受けることになったということでございます。63 ページが位置図になります。恵那駅から北東側に位置しております。こちらも都市計画法の用途地域である第一種住居

地域になっているため、第3種の農地になります。64 ページ、このような形でちょっと形が変わっておりますが、赤枠で囲ってある箇所が申請地となります。65 ページ、既に建っている住宅の周囲を赤枠で囲ってある分になっております。66 ページが現況の写真になっております。宅地の横に庭のような宅地でなっている。67 ページ、既に車が止まっているような駐車場スペースになっております。このように既に住宅敷地になっておりますので、これについても始末書が添付されております。

このような形で住宅敷地として既に活用しているの、農地であることが判明したために申請をしたということでございます。

続きまして、68 ページ、24 番の長島町永田の案件です。69 ページに議案書がついております。現況、畑の 378 平米を一般住宅として活用したいということでございます。70 ページが位置図になっております。長島小学校から大体南西側に位置しておりまして、公共投資の対象となっていない小集団の農地であるために第2種農地になっております。71 ページが拡大図になっております。赤枠で囲ってある1か所が申請地になっております。72 ページが計画図です。73 ページ、現況の写真です。現在は休耕地になっております。

申請の理由としては、賃貸住宅をこの方は住んでみえたんですけど、手狭になったので、この申請地を譲り受けて住宅を建築したいということございました。

74 ページ、25 番、三郷町野井の案件です。こちらは畑が2筆でございます。先ほど3条で説明しておりますけど、■■■さんから■■■さんに譲渡す際の住宅を建てたいということで、今回、第5条が出ております。一応、令和7年1月にここの部分については農振農用地の除外済みにされております。76 ページ、位置図は三郷小学校から大体北東側に位置しておりまして、公共投資の対象となっていない小集団の地域になっております。77 ページに拡大図がついております。今回については、赤枠が第5条の対象地域となっております。水色で囲ってあるところが、先ほど3条で承認いただいたところになります。78 ページが現況の計画図となっております。このような形で農地を分けておうちを建てたいということでございます。79 ページ、ここの該当する写真が添付されております。

26 番、80 ページの武並町竹折を説明いたします。議案書は81 ページについておりますけど、田んぼの1,673 平米を、今回、■■■■■側が追啓道路として、仮設事務所として使用したいということでございます。82 ページ、JRの武並駅側から東側に位置している農振農用地となっているところでございます。83 ページが拡大図になります。84 ページが仮設事務所などの計画図となっております。85 ページ、昨年から既に仮設事務所が

設置されており、1年ごとの更新で今回、第5条が許可案件として出てきたということでございます。ちなみに、申請日は1年間と、先ほど申したとおりでございます。今回、令和6年4月30日から7年4月29日が出ておりました。

続きまして、27番、武並町藤の案件です。こちらは武並町の田として使われている828平米、87ページ、田んぼをJRの中央新幹線事業に伴って、ため池として使いたい、そういった流れです。88ページ、農業用のため池で、今回、位置図として出ているということです。一応、農振農用地になっております。89ページが拡大図になっております。赤枠で囲ってある箇所が、今回、ため池にしたいという申請地になります。90ページ、91ページ、ともに拡大図、計画図になっております。現況は92ページを見ていただくと写真になっております。90ページ、92ページ、休耕地として使われているということでございます。

今申し上げたとおり、理由については、現在使用している付近の農業ため池をJR側が利用したい、そういった水利確保のために、今度は申請地に一時転用で、ため池を整備したいということで申請をされております。転用許可については、許可日からフルの3年間で申請が出ております。

第5条については、以上で説明を終わります。

○議長

第5条の申請について、6案件の説明がありました。地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、22番と23番と24番について、第1地区、小坂宏正委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

5条の22番、56ページ。申請人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は■■■■、申請面積は26平米。申請目的は進入路、駐車場です。登記、田、現況、田。利用状況は、宅地として利用されています。近隣の状況ですけど、東側、道路、西側、道路、南側、宅地、北側も宅地です。賃貸住宅になっております。汚水はアパートの関係というか賃貸住宅なので、雨水だけ説明させていただきます。西側の水路に流しますということです。

この状況ですけど、お父様も平成元年に亡くなられたということですが、昭和46年、中央道建設の際、周辺の土地を全て売却したと認識していたということです。原因不明で

現在住んでいる賃貸住宅では手狭なため、申請地を購入し、住宅を建設しますということです。

あと、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

以上、3件の審議、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長

続いて、25番、26番、27番の件について、第2地区、渡会邦憲委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

21日の地区委員会において協議をしました。3件ございますので、よろしくをお願いします。

最初に、三郷町野井の案件です。先ほど、3条で御審議をいただきました用地の間に5条として家を新築する案件でございます。1348の87は103平米、1348の88が562平米、合計665平米となっております。若干、地区委員会では広いんじゃないかという意見もありましたが、この用地は高台にありますので、進入路等が要るということで、やむを得ないという審議をしてきております。雨水は新設した水路で、汚水は合併浄化槽で処理します。

26番の武並町の下新田の一時転用の案件ですが、これは1年前に■■■■さんが中島工務店さんに仮設事務所と資材置場として一時転用案件を出されておりましたが、引き続き利用したいという案件です。地区委員会の中で、これも引き続き使うなら1か月前に申請すべきじゃないかという意見がありました。今回は、4月30日から来年の4月29日まで一時転用という案件でございます。

藤の案件がもう一つございまして、27番です。武並町藤広久手393番地の4、828平米ですが、これは譲渡人の■■■■さんが■■■■に譲り受けされるということでございまして、転用目的は農業用ため池。中央新幹線事業に伴い、付近の農業用ため池を利用するため、申請地に一時的にため池を整備するための申請です。今日から3年間の一時転用でございます。

この案件は、地区委員会では何ら問題ないということで審議をしております。

以上3件、よろしくをお願いします。

○議長

1つ確認ですけど、26番の[REDACTED]の一時転用について、事務局、この期日については補足ありませんか。

○事務局

こちらから御説明いたします。

4月30日に一時転用が切れるということで、本来でしたら許可までに2か月かかるので、3月の初めに申請をして、4月切れるまでに許可を得るのが本来のところでございます。ただ、こちらのほう、随契道路の工事の関係でございまして、工期としては、まず3月までで切れるところ、あとは落札された業者さん、新年度で落札をされて、そこからの最速のタイミングで、4月落札をされたということで、こちらのタイミングで出されたところがありましたので、どうしても3月の時点では受けようという保証というか、そういうことが決まっていなかったところがありましたので、落札をされて最速で出されたのが今回の申請でございますので、そちらも併せて、経緯としては1か月遅れた理由書と申しますか、そういったものが出ておりますので、御報告させていただきます。

○議長

第5条の申請について、6案件について、事務局と地区委員長より説明がありました。

この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。安江委員。

○10番

まず、56ページ、細かいことですけど、現況が田じゃないですよ。

○1番

はい。

○10番

この辺は直したほうがいいかなという感じがする。

○1番

向こうのやつには田って記入されていたので、田のまま。

○議長

向こうというと？書類のほう。

○1番

はい。利用状況としては、宅地でと書いてあります。

○事務局

こちら、確かに登記地目は田で、現況がこちらに田と書いてございます。こちらにつき

ましては、ある意味、現況地目という位置づけで書くところが本来でして、申請書は確かに現況、田と書いてございますけど、見てのとおり、住宅敷地というか、駐車場の一部とか、そういった形になっておりますので、現況は宅地ですので、その現況に即した形で修正するのが本来だと思いますので、議案書は直させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○1番

あと一つ聞いていいですか、私から。田ということは、課税も田になってるんですか。

○事務局

370の11番地、土地台帳で確認いたしましたところ、登記地目は田、現況地目、要は課税地目は宅地となっておりますので、事務局的に現況地目を照らし合わせる場所ですけど、こちらが修正していなかったところがございますので、宅地で修正させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長

修正、お願いします。

安江委員。

○10番

次は、69ページの案件です。この宅地、道路の計画あるという話だったけど、72ページの図面上では、どの線が道路になるんやね。

○事務局

これ、分かりにくくて申し訳ないです。この計画図の、ちょっといびつな形でありますけど、すぐ南側と、これは右になるので、右と南です。こちらが道路拡幅の線です。

○1番

東やろうが。

○事務局

東ですかね。東と南ですね。ちょうどここが角地になってしまって、方向の矢印が入れてございませんので。

○10番

計画道路にひっついとるわけか。

○事務局

そうです。計画道路にひっついて、ここはちょうど拡幅の角地になる場所です。

○19番

この計画図の下、右、どこへくつつくの。

○事務局

拡大図を見たほうが分かるかもしれないですけど、71ページ。

○10番

今の現況道路を含めて、新しい道路をつくるんやね。

○事務局

そうです、拡幅になります。

○10番

すごい広い道路ができるんやけど、これだけかかるんかね、どこ行くんやね。

○1番

ここ、カーブになる。

○10番

どっちに行くんや、道路が。

○1番

南側から東の側へカーブになります。

○10番

よう分からんな。南ということは。

○1番

南というのは下のほう。

○10番

図面ないですか、計画道路の。ひっついとるのはいいんやけど、これ。

○1番

用地買収も終わっとるし、航空写真で見ると、角っこ、小屋が建っとるんやけど、拡大図に角っこの小屋がなくなっとるんです。71ページを見てもらう。

見に行ったとき、この小屋がなくなってたので、ここを道路が通ってく。東側を残地で説明したけど、それも多分購入されて、このうちがちょうど道路沿いになるんじゃないだろうか。用地買収が済んで、この小屋がなくなっています。今現在は。

○10番

事務局さん、それって何か確認してみえます。大丈夫なのかなって、心配なだけの話よ。

○事務局

私のほうで説明しようとしたのは、資料の 71 ページで、申請地で赤く囲ってあるところがあります。道路の拡幅計画といたしましては、この拡大図で見ますと、囲ったところのすぐ右下に、ちょっと小屋みたいなものがあるんです。こちらについては既に道路の拡幅計画で収用されておまして、こちらは取り壊し済みという現状でした。

あと、赤い土地を囲うように、この図面でいくと道、ちょうどL字で囲うように道路の拡幅ができるんですけど、そちらの土地の所有も確認をしておまして。

ここ、既に XXXXXXXXXX を囲うように外側、L字になってるところにつきましては、既に所有者が恵那市で土地の所有者が変わっておまして、現況地目、道路敷で変わってございます。

そういった意味では、ここの部分については市の土地で、全てこの土地に面するというところでございますので、そこは市道の拡幅工事に兼ね合いますので、そこだけ分筆線が入っておるところでございますので、そういったことで問題がないのかなと思ったところでございます。ちょっと写真が古いという形になります。申し訳ございません。

○議長

安江委員、いいですか。

○10番

はい。あと農振は外れとるんやね。

○事務局

こちらは農振農用地ではございません。

○議長

ほかはどうでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第 21 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり、許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成ですので、議案第 21 号は申請のとおり許可相当と認めるとすることに決定しました。

日程第5 議案第22号 農用地利用集積等促進計画について

○議長

次に、日程第5、議案第22号「農用地利用集積等促進計画について」、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

引き続きまして、議案第22号の農用地利用集積等促進計画について説明します。93ページになります。

94ページ、下側に総括表が載っておりますが、下側の10年以上（中間管理機構）で、今回、田が2万8,998、畑が685の合計2万9,683平米で計画を立てているところでございます。

95ページ、96ページが内訳になります。2万9,000平米の内訳になります。95ページ、1番から7番までございまして、武並町の■■■■■が主に請け負っていただけることになっております。合計で2万9,683平米。

それぞれでいきますと、1番、2番が武並、3番、4番が岩村、飯羽間です。5、6が上矢作、7番が串原になっておりますので、お願いいたします。

96ページ、さらにその内訳になっておりますので、御覧ください。

○事務局

今回、資料としては3枚目が余分な追加資料で、細かく設定がしてございます。こういった形で今回、全てこういった出し手、受け手を出す形で上げてございますけど、こちらにつきましては、農用地利用集積等促進計画に即した内容で、今回も問題ないということで、こちらでは上げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

この件については、地区委員会で協議をさせていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、1番、2番について、第2地区、渡会邦憲委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8番

この案件は、集約の結果でございまして、私どもと一緒に中山間地をやっておる人との貸借関係でしたので、問題ないとしております。

○議長

続きまして、3番から6番について、第4地区、宮原博委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

まず、96ページの6番から16番までの間、■■■■から■■■■へ出すということでございます。17番が福寿の里営農組合になってますけど、受けるところ、最終的にこれが■■■■という個人に渡りますので、ここがちょっと違ってると思いますけど、いいですか、事務局さん。

○事務局

確認いたします。

○12番

訂正をお願いします。ということです。

18番は、■■■■から■■■■というトマトの栽培をしているところが受けることになっておりますので、お願いします。

○議長

17番が■■■■ではなくて、変わるわけですね、名称が。

○12番

はい。

○議長

事務局、お願いします。

続きまして、7番、第5地区、梅村安範委員長より、協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15番

串原で新規就農して何年かたって、担い手として位置づけられとる■■■■さんという方への農地中間管理機構について、経理移転という形でございますので、適正かと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

17番については、修正ありということでございます。

安江委員。

○10番

96 ページの権利の種類やけど、18 番は賃貸借に 96 ページはなっとるんやけど、前のページでは使用貸借になっとるけど、これはただの間違いだけやね。どっちが本当、95 ページの6 番は使用貸借になっとるやろう。

賃貸借。96 ページが違うんやね。

○事務局

修正いたします。95 が違います。

○10番

95 が違って、これは賃貸借なのね。

○事務局

はい、修正します。

○10番

さっき言われた福寿の里、今年度になってから中間管理機構の様式については、借りる人も一緒に出さないとかんとなったと思うんです。出し手、借り手、同時に出しなさいとなっとると思うけど、ここでこれが違っとなるということは、これ何だ。

○議長

事務局が間違えとったということですか。

○10番

ただ、事務局が違うだけ。大丈夫、そこ。

○13番

俺が書類もらって、違ってたので、変えてねって出したの。だけど、こっちが直ってない。

○10番

そうか、それでいいの。

○議長

中間管理機構のほうやね。

○10番

だけど、借りる人と同時に出さなあかんことになっとるんですよ。大丈夫やろうか、この辺。

○議長

それは、■■■がきちっとやってなかったということやな。

○10番

いや、そうじゃなくて。出す人と借りる人と別に出てもいいんやけど、まとめるのは1か所なので、出し手のほうには誰々に貸しますとは書いてないもので、■■■には貸し出すよとひとつとるだけの話です。

○15番

確認してってことです。

○10番

うん。大丈夫なのという話なんや。

○議長

今、分かったんやね、これ。

○1番

■■■が大丈夫なのということやな。

○10番

いや、違う違う。そうじゃなくて、市のほうが大丈夫かなと。チェックは大丈夫か。チェックが違うという話なら、……。

○19番

そうそう、書いちゃいかんもんで。

○10番

そうそう、書いたらいかんのや、これ。

○事務局

こちらにつきましては、農政課でも分かってますので、もう1回出とるほうをちゃんと確認させてもらって、整合させていただきますので。ちょっと今の時点で確認のしようが。

○議長

確認しないと、採決できない。至急、確認をお願いします。

[中断]

○事務局

今、確認しましたところ、農政課にも■■■さんで届出が出されておりますので、こちらのほう、訂正させていただきます。

3月14日付で出ております。住所も■■■■さんの住所が恵那市上矢作町の■■■■で出ております。

○事務局

台帳は間違いなく、今、このとおりで登録されておるということでございましたので、よろしく申し上げます。

○議長

ここを修正すれば、これで判断できるということですか。

○事務局

はい、申し訳ありませんでした。

○議長

そのほかはどうでしょうか。

○19番

上矢作の畑の■■■■番、これって水田ですか、畑ですか。これは畑として利用。でも、前のページ見ると、借りる農用地となる水田は、その人の経営の主の目的が水田、その農地を水田にするわけじゃない。この書き方って、どういうことですか。

○事務局

作目については畑ですので、事務局で作物のところが水田ってなっております。

○19番

そうすると、下の串原の榊本君は水田と畑なので、2段書きか何かにせんと、そこもおかしくなるんやけど。19、20番、96ページの。片方は水田で、片方は畑なのよ、利用の仕方が。

○10番

田んぼだけどね。

○19番

19番は水田で使うけど、20番は畑として利用となってるので、その整合がないなと思って。

〔一斉に発言〕

○10番

これって、作目って何。

○19番

水田じゃないよね。

○議長

水田じゃないですね、水稲とか記入するのではないか。

○10番

作るものを言うんだ、作目は。だから、水稲とか野菜とかって書くんじゃないの。

○議長

そういうことやね。いいですか、修正だけでいいですか。

○事務局

修正させていただきます。

○19番

次から統一して。

もう1個、上矢作の[REDACTED]という会社は、主に何を作ってみえるんですか。

○事務局

主はトマトです。

○10番

[REDACTED]ですか。

○19番

[REDACTED]。水田はないということね、ここは。

○事務局

水稲はないです。

[一斉に発言]

○議長

ほかはどうでしょうか。 それでは、これで質疑を終わります。

それでは採決いたします。議案第22号の「農用地利用集積等促進計画について」は、申請のとおり、承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。

全員賛成賛成多数ですので、議案第22号は申請のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 報告第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定について

○議長

次に、日程第6、報告ですが、第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定について」の報告とします。それでは、事務局より報告をお願いします。

○事務局

それでは、報告案件の第4号の令和7年度最適化活動の目標の設定について、97 ページを御覧ください。

こちらにつきましては、地区委員会におきましても説明をさせていただいておりますので、詳細は割愛をさせていただきます。ですけど、基本的には令和6年度と同様の考え方になっております。特に赤枠で囲ってあるところが、99 ページ等を書いておりますけど、そこが前年度の集積面積等反映して記入をさせていただいておりますのでございます。

また、1人当たりの活動日数についても9日で、皆さんについてはお忙しいところではございますが、お願いしたいということで計画案として示しております。

また、集積目標についても23ヘクタールで、この計画案を出させていただきたいと思っておりますので、報告としてよろしくをお願いします。

以上です。

○議長

ただいま事務局から報告がありました。これにつきまして、質疑がありましたら挙手の上、発言をお願いします。ないでしょうか。

これで質疑を終わります。

報告第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定について」の報告を終わります。

日程第7 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

○議長

続いて、日程第7、報告第5号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」の報告とします。それでは、事務局より報告をお願いします。

○事務局

それでは、報告第5号の農業用施設用地の届出について御説明します。

102 ページを御覧ください。当該案件については、自分の自宅の横に農業用倉庫が必要

になったために、平成 12 年のときに施設を建てたということでございます。■■■さんから届出をされてる、追認という形になりますけど、このような形で出させていただくことになります。

103 ページが位置図になります。104 ページ、左側のお宅が■■■さんのお宅で、その真横、隣に 50 平米の農業用倉庫をつくったということでございます。

続きまして、105 ページ、同じく上矢作町の小田子になります。こちらも■■■さんから、106 ページ、届出書が出ております。これについても、かなり古いところで、既に倉庫としてあったということで、追認という形になります。107 ページが位置図、これは国道 257 号から小田子の町並みにちょっと入ったところになります。108 ページを見ていただくと、ここに 149 平米の農業用倉庫をつくったということでございます。

そういうことで届出が出ておりますので、ここで報告をさせていただきます。

以上です。

○議長

ただいま事務局から報告がありました。これにつきまして、質疑がありましたら挙手の上、発言をお願いします。よろしいですか。

これで質疑を終わります。

報告第 5 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」の報告を終わります。

以上で、本日の議事日程を終了いたしましたので、職務代理者より、この後の進行をお願いいたします。

○職務代理者

大変お疲れさまでした。それでは、令和 7 年度第 4 回恵那市農業委員会総会を終わります。

事務局より連絡事項があれば、よろしく願いいたします。

○事務局

ないです。

○職務代理者

ないようですので、以上で総会を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。

(閉 会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 14 番

議事録署名者 16 番